

平成 26 年 8 月 11 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 26 年 8 月 11 日（月）開会：午後 4 時 00 分 閉会：午後 6 時 42 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）
副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）
委員 大石伸雄（政新会）
西田いさお（むの会）
野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）
八木米太郎（蒼士会）
山田ますと（公明党議員団）
他に、委員外議員として、田中正剛副議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

よつや薫

6 一般傍聴者

1 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 大野詔三
次 長 北林哲二
庶務課長 原田順子
議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）議会基本条例について

議会基本条例に定める小理念について、協議しました。

まず、「広報及び意見募集」に関する小理念について協議し、下記の条文案とすることで仮合意されました。

- 1 議会及び議員は市民との相互信頼を深め、市政の調査研究及び提言に役立てるために、積極的な広報及び意見募集に努めなければならない。
- 2 議会及び議員は本条例施行規則の定めに基づきこれを行い、議会はその効果については定期的に検証し、必要に応じ同規則の見直しを図るものとする。

次に、「視察」に関する小理念について、各派の意見を聴取しました。「視察」及び「研修」の概念や考え方について、各派の意見が分かれているため、委員長において問題点を整理し、改めて各派で検討していただく事項を用意することとなりました。

また、他に検討すべき小理念については、本日協議を行いませんでしたが、各委員はこれを持ち帰り、「議会と住民の関係」「最高法規性」で、小理念として章立てすべきとしている会派と、どこかの小理念で触れるべきとしている会派は、次の委員会までに簡潔な理由を用意することとなりました。また、「議員間の自由討議の充実」「議員定数」「議会基本条例についての考え方」「条例の見直し手続き」については、今回提出された他の会派の意見を確認の上、再度意見に変更がある場合は、意見を用意することとなりました。

次回（8月26日）の委員会で、引き続き協議することとなりました。

（2）議会活性化・透明化促進について

議会活性化・透明化促進について協議しました。

これまでの協議で意見の一致を見た内容（下記）について各委員に説明し、本協議事項は、もともと議員定数削減に関する意見から始まったものであるため、このことを踏まえて実現するための原資をどのようにすべきかについて、各委員はこれを持ち帰り、各派の意見を用意することとなりました。

インターネット中継

- ・配信方法は、生中継及び録画放送とし、対費用効果の面からテレビ放映（ケーブルテレビの放映）は行わない。
- ・別途、質問者を映すモニター（スクリーン）を設置する。

議場の対面方式

- ・当面、現状の議席を利用して対面式質問席の試行運用を行う。
- ・試行実施を通して、近い将来に再議論し、専用設備を設置しての本格実施を検討する。
- ・実施費用は多額にならないことが想定されるため、議員定数削減とは切り離れた議論とする。

資料のデジタル化（IT化）

- ・デジタル化を行う資料は、議案書、参考資料、委員会資料、議会内連絡配布事項、一般質問配布資料、予算・決算書、予算・決算関連資料、その他議員用配布資料、議会購入図書（紹介内容程度）とする。

議会だよりの拡充

- ・頁数は、事務局が取得した参考見積もりをもとに、費用面で合理的な4頁増（12頁）とする。
- ・拡充する内容は、代表・一般質問の字数増、各会派の見解、施策研究テーマの動向等、市政課題の解説、議員個人の賛否、議案の説明（抜粋）を前提とする。
- ・詳細なレイアウト、字数、内容は広報委員会との協議とする。

また、議場の対面方式の試行運用について、事務局から説明があり、全委員が了とされたため、次の議会運営委員会で確認することとなりました。なお、試行運用にあたり、対面式質問席の使用法（1回目の質問を登壇して行い、2階目以降の質問を対面式質問席で行う。1回目、及び2回目以降の質問も全て対面式質問席で行う）又は従来の質問方法による場合も含めて、予め事務局に通知することとされ、発言通告書に所定の欄を設けることとなりました。

次回の委員会で引き続き協議することとなりました。

（3）常任委員会の在り方について

常任委員会の在り方について、常任委員会の数を5つとすることを検討するにあ

たり、同時に審議の質を向上させるための方策について、協議しました。

まず、「委員の意識向上」「休会中等の事前勉強会」の項目については、全委員が不要とされたため、以後、取り扱わないこととなりました。

次に、「発言の義務付け」の項目については、単純に発言を義務付けるのではなく、「発言の活性化及び質疑の可視化」という手段に変え、委員長から新たに5項目の提案がありました。各委員はこれを持ち帰り、次の委員会までに各派の賛否の意見を用意することとなりました。

次に、「資料の配布時期」の項目について、資料の配布時期と予算・決算特別委員会等の開催日までに今以上の間隔をあけることができないかという提案に対し、現在は原則「中6日(土日を含む)」となっている間隔を、配布日を2日程度前倒しし、原則「中8日(土日を含む)」とすることで、市長事務局に問い合わせをしてみる旨、事務局から説明がありました。本委員会としてもこの案の内容をもって市長事務局と協議・交渉を進めることで、全委員がこれを了とされました。

次に、「質疑の効率化」の項目について、2つの提案内容(委員長が整理権を発揮する、議案内容のまとめを述べるように努める)に対する各派の意見を聴取しました。提案内容に賛成している会派は、これを持ち帰り、次の委員会までに具体的な仮想事例を用意することとなりました。

次に、改善の具体策について、各派の意見を聴取しました。各委員はこれを持ち帰り、「施策研究テーマの強化」「合同集中委員会の開催」「質疑の効率化」「委員の意識向上」「議会の権能強化」の各項目のうち、三角又はバツ(反対)としている項目について、懸念・反対の理由について説明を用意することとなりました。

次回の委員会で引き続き協議することとなりました。

(4) その他

ア 管外視察について

管外視察について、候補としていた神戸市(8月18日) 逗子市及び四日市市(10月7日)について、それぞれ相手市に確認し、視察が可能となった旨を各委員に説明しました。本視察の旅費は政務活動費によることとなりますが、常任委員会の視察と同様、視察終了後は視察報告書を作成し、ホームページに掲載することとなりました。また、視察内容について、事務局から全議員に通知し、参加者を公募(委員を含めて最大15名まで)することとなりました。

次回以降の委員会の日程

平成26年8月26日(火)午後2時00分～午後4時30分

以上